

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.86

【共通】 問1 次の文は消防法第8条の3第2項である。この文の括弧内の空欄に当てはまる用語を四角の中から選べ。ただし、四角の中には、この設問と関係ない用語が2つ含まれているので留意すること。

消防法第8条の3第2項

(①) 又はその材料で前項の (②) を有するもの (以下この条において「 (③) 」という。) には、総務省令で定めるところにより、同項の (④) を附することができる。

(ア) 防災防火対象物 (イ) 防災物品

(ウ) 防災対象物品 (エ) 防災性能

(オ) 指定表示

(カ) 防災性能を有するものである旨の表示

【消防用設備等】 問1 消防用設備等の設置単位は、建築物と建築物が洞道 (換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのもの) により接続されている場合は、原則としてこれらの建築物を合わせて1棟の防火対象物として扱うこととされているが、別棟として取り扱って差し支えない場合の基準も定められている (消防用設備等の設置単位について、昭和50年3月25日付け消防安第26号 消防庁安全救急課長通知)。次のうち、当該基準として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部 (接続される建築物内に設けられるもので、2㎡以下のものに限る。) を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は準不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) (1)の点検のための開口部 (建築物内に設けられているものに限る。) には、甲種防火戸又は乙種防火戸 (開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖式のものに限る。) が設けられていること。

(注：甲種防火戸は現在の特定防火設備に、乙種防火戸は防火設備に相当する防火戸のことである。)

【消防用設備等】 問2 建築物その他の工作物の内部に温泉の採取のための設備が設置されている場合のガス漏れ火災警報設備の設置にかかる以下の文のうち、消防法令上誤っている

ものを1つ選べ。

- (1) ガス漏れ火災警報設備の設置義務の有無は、当該建築物その他の工作物の収容人員及び温泉の採取のための設備要件で決定され、用途、延べ面積又は地階の有無には関係ない。
- (2) 収容人員が30人に満たない場合は、ガス漏れ火災警報設備を設置する義務はない。
- (3) ガス漏れ火災警報設備の設置にかかる温泉の採取のための設備は、温泉法施行規則第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) とされている。
- (4) ガス漏れ検知器は、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合には、温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けなければならない。

【防火査察】 問1 消防法 (以下「法」という。) 第3条第1項に基づく命令が発せられたにもかかわらずこれが履行されない場合等は、法第3条第4項に基づき行政代執行法に基づき当該消防職員又は第三者に当該措置をとらせることができる。法第3条第4項等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第1項命令は消防吏員が発動することができるので、法第3条第4項に基づく行政代執行についても、消防吏員は行政代執行の権限を有している。
- (2) 代執行の戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は行政庁の処分であるので、行政不服審査法に定める審査請求の対象となる。
- (3) 行政代執行は、受命者が実施しない代替的作為義務についてのみ認められているものであり、不作為義務については認められていないことから、不作為義務については履行させる最終的担保は存在しておらず、刑罰に頼らざるを得ない。
- (4) 法第3条2項では、法第3条第1項命令の受命者を確知できない場合の措置 (略式の代執行) を規定しているが、略式の代執行は当該消防職員のみには必要な措置を行わせることができない。

【防火査察】 問2 消防法 ((以下「法」という。) 第5条第1項の防火対象物の火災予防措置命令に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条第1項の命令要件の1つである「火災の予防上必要があると認める場合」は、法第4条のように抽象的な火災危険性の存在では足りず、個別的、具体的な火災危険性が存在する場合であることが求められる。

ると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。国民保護法第102条第1項参照。

- (4) 国民保護法第102条第3項参照。
(5) 国民保護法第102条第4項参照。

【警防】

問1 答 (1)

解説 筒先進入は、風横側を原則とする。

問2 答 (2)

解説 注水は、広範囲に散水するように天井又は壁体を利用した反射注水を多用する。

問3 答 (2)

解説 火災の中期においては、煙も黒煙に変わり、建物上部の窓や軒先などから煙を噴出し、建物全体に火が回る。

消 防 司 令 問 題

【消防法規】

問1 答 (5)

解説 (1) 建築主事等に対してなされるものであるため、誤り。
(2) 他の法令もあるため、誤り。
(3) 不同意とすべきであるため、誤り。
(4) 現場調査も行うため、誤り。
(5) 正しい。

【人事管理】

問1 答 (4)

解説 (1) 消防職員向けであるため、誤り。
(2) 幹部教育であるため、誤り。
(3) 必置であるため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 消防職員を対象にも設置できるため、誤り。

【行政手続】

問1 答 (3)

解説 (1) 許可であるため、誤り。
(2) 免除であるため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 認可であるため、誤り。
(5) 公証であるため、誤り。

【警防】

問1 答 (5)

解説 火点下階の水損防止活動は、放水開始後、速やかに行う。

問2 答 (3)

解説 着火力のある火粉は、当該建物の出火又は延焼後10分～20分の間に多く発生する。

問3 答 (1)

解説 報道機関への発表者は、現地幕僚等とし、指揮本部長が指定する。

【救急】

問1 答 (2)

解説 成人の全血液量は体重の約8%である。救急救命士標準テキスト改訂第8版 1 P.107参照。

問2 答 (4)

解説 生活保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業および葬祭の8つである。救急救命士標準テキスト改訂第8版 1 P.211参照。

問3 答 (2)

解説 ヒスタミンの影響で細動脈が血管拡張し、顔面も紅潮する。

予 防 技 術 検 定 模 擬 テ ス ト

【共通】

問1 答 ① ウ ② エ ③ イ ④ カ

解説 消防法8条の3第2項を確認すること。特に、防災対象物品と防災物品の意味と位置づけを明確にしておくこと。

【消防用設備等】

問1 答 (2)

解説 (2) 洞道の内側の仕上げ材料及びその下地材料は準不燃材料ではなく不燃材料としなければならない。昭和50年3月25日付け消防安第26号 消防庁安全救急課長通知第2の3参照。

問2 答 (2)

解説 (1) ○ 消防法施行令21条の2第1項第3号参照。
(2) × 消防法施行令21条の2第1項第3号、規則24条の2の2第2項により収容人員が1人に満たない場合にはガス漏れ火災警報設備の設置義務はない。
(3) ○ 消防法施行規則24条の2の2第3項参照。
(4) ○ 規則24条の2の3第1項第1号ロ(ロ)参照。

【防火査察】

問1 答 (1)

解説 (1) 消防吏員は消防法第3条第1項の命令権を有する行政庁ではあるが、行政代執行の権限は有していないので、不適当。